

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 20 年 9 月 19 日
【事業年度】	第 36 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）
【会社名】	日本ラッド株式会社
【英訳名】	Nippon RAD Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大塚 隆一
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷四丁目 16 番 3 号
【電話番号】	03（5919）3001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 別所 利通
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷四丁目 16 番 3 号
【電話番号】	03（5919）3001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 別所 利通
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 9 号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出しました第36期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正（記載不備における追加）すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (7) <省略>

(8) 取締役の定数<省略>

(9) 自己株式の取得<省略>

(10) 取締役の選任及び解任の決議要件<省略>

(11) 株主総会の特別決議要件<省略>

(訂正後)

(1) ～ (7) <省略>

(8) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(9) 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(10) 取締役の定数<省略>

(11) 自己株式の取得<省略>

(12) 取締役の選任及び解任の決議要件<省略>

(13) 株主総会の特別決議要件<省略>